

お客様各位

〒212-0031 川崎市幸区新小倉 1-2
NECマグナスコミュニケーションズ株式会社

弊社からの販売取引に関わる適格請求書保存方式のお知らせ及びお願いの件

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、弊社製品及びサービス等にご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて2023年10月より適格請求書等保存方式（インボイス制度）が開始されますが、これに先立ち、弊社の適格請求書発行事業者登録番号と弊社が交付する請求書の様式等の変更点を以下（1）（2）の通り、お知らせ致します。

また、お客様が自ら作成する仕入明細書等により、弊社からの仕入取引の適格請求書とすることを計画されている場合、及び、お客様と取り交す各証憑の原本の扱いについて、今後以下（3）（4）の通りとさせていただきますようお願い申し上げます。

本件の主旨をご理解賜り、何卒、ご協力頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

（1）弊社の適格請求書発行事業者登録番号

T4010401022919

（2）弊社が交付する請求書の変更点（含む、消費税請求額の計算方法の変更）

① 弊社が従来、消費税課税取引終了後に交付してきた取引代金の請求書に関して

請求書の様式を適格請求書の要件に適合する様に変更します。これに伴い、消費税額の計算方法も以下の通り変更します。

一つの適格請求書内で、税率毎に合計した価格の合計額に対し税率を掛け、消費税を計算

（注）弊社が提示する見積書の消費税計算／表示方法も上記に準じ変更しますが、当該消費税額は参考値であり、最終的な消費税請求額は適格請求書に表示した額とさせていただきます。

② 弊社が従来、消費税課税取引終了前に交付してきた前受金等の請求書に関して

上記②の請求書の様式につきましても、上記①で変更する適格請求書と同じ様式に変更します。

ただし、前受金等に関して弊社から請求書を交付する時点では、消費税課税取引が終了していない為、請求書に「取引年月日」を記載しない場合がありますので、ご留意をお願い申し上げます。

又、上記②の対象取引につきましては、お客様からのご要望がない場合は、消費税課税取引終了後に弊社から適格請求書は交付しない予定です。従い、消費税課税取引終了後に弊社から適格請求書の交付を希望される場合は、弊社営業窓口までご連絡をお願い申し上げます。

<実施時期>2023年9月発行分から順次

（3）お客様が自ら作成する仕入明細書等を、弊社からの仕入取引の適格請求書とされる場合のお願い

適格請求書保存制度に関して、お客様が自ら作成する仕入明細書等を弊社からの仕入取引の適格請求書とされる場合は、その方法等に加えて、弊社からの適格請求書の交付の要否等に関して、お早めに弊社営業窓口までご連絡をお願い申し上げます。

(4) お客様と取り交す各証憑の原本の扱いに関するお願い

弊社では、弊社とお客様間で取り交す証憑の原本は、原則として以下の電子データに一元化させて頂きます。

① 弊社からお客様に交付する証憑（例：見積書、納品書、請求書、等）：

- ・弊社が電子メール等により、お客様に送付する「電子データ（PDF）」を原本とさせて頂きます。

② 弊社がお客様から交付して頂く証憑（例：注文書、検収確認書、等）：

- ・弊社が電子メール又は FAX 機能付き複合機等により、お客様から受信した「電子データ（PDF）」
又は
- ・弊社が EDI、クラウドサービス等を介して受信した「電子データ（PDF 以外）」、
を原本とさせて頂きます。

これまで上記の証憑を郵送、手持ち、又は用紙で出力するタイプの FAX 機器利用等により書面で授受していた場合は、上記①又は②を原本として授受することに変更させて頂きます。

※弊社から交付する「電子データ（PDF）」にはタイムスタンプは付与致しません。

※従来から、上記①又は②を原本としている証憑は、変更ございません。

尚、今後、上記証憑を書面により授受することを希望される場合は、2023年9月1日までに弊社営業窓口までご連絡をお願い申し上げます。

<実施時期>2023年9月発行分から順次

(5) 本件に関するお問い合わせ

弊社営業担当者までお問合せをお願い申し上げます。

以 上